



令和 3 年 6 月 3 日  
午前 午後 10 時 37 分 受領

議長	事務局長	係

令和 3 年 6 月 3 日

愛南町議会議長 原田 達也 殿

愛南町議会議員 金繁 典子



### 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

( 答弁一括方式 答弁分割方式 )

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p>1. 選挙の投票時間の繰り上げ（短縮）と、町民の参政権の行使の機会確保について</p> <p>愛南町選挙管理委員会では、町内の投票所の閉鎖時間の繰り上げを検討されています。それによると、愛南町内 51 カ所の投票所の 9 割、48 カ所で投票時間を繰り上げ、そのうち約半数の 26 カ所の投票所の投票時間を夕方 5 時に繰り上げ検討しています（投票所閉鎖時刻に関する基礎資料/愛南町選挙管理委員会）。</p> <p>法律上、選挙の投票所を閉じる時間は原則 20 時と規定されています（公職選挙法 40 条）。愛南町ではすでに 44 カ所の投票所で投票時間を繰り上げられており、開票所である愛南町役場から車で数分の至近距離の投票所でさえ午後 7 時、これをさらに 6 時に繰り上げようとされています。この計画が実施されると、愛南町内で 8 時まで投票できる場所はわずか 3 カ所になります。しかも愛南町には共通投票所がありませんので、時間が繰り上げられた投票所地域の住民は、他に 8 時まで開いている投票所があっても投票に行くことができません。そこで伺います。</p>	<p>町長 選挙管理委員会委員長</p>

(1) 投票時間の繰り上げの検討のため、行政協力員に意見書という形の要望の提出を文書で依頼していますが、これが行政協力員に依頼すべき仕事、すなわち町と地区住民との間の「連絡調整事務」でしょうか。

(2) 投票時間の繰り上げには「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情」又は「選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情」(公職選挙法 40 条但書) が必要です。

今回の繰り上げの起案において「特別の事情」はありますか。

(3) 選挙管理委員会から出された「時間帯別投票者数状況一覧」によると、繰り上げをしようとしている時間帯にも多くの有権者が投票に行っています。過去 3 回の選挙で合計 250 人(投票時間変更の対象になっていない投票所を除く)がこの時間帯に投票しています。もし繰り上げが実施されると、1 回の選挙で 83 人(平均)が投票の機会を奪われる可能性があります。この方達の参政権の行使の機会を狭めることになるのではないですか。

2. 小山地区における太陽光発電事業の不許可処分について、その責任と費用負担について

町長

小山地区における太陽光発電事業の不許可処分について町から議会に説明がありました(5月28日)。それによると、2019年9月に許可した太陽光発電事業について、2020年2月に不許可とする行政処分を行なったものの、同年9月には不許可処分を取り消し、11月にはその不許可処分が理由のない不適切な行政手続きで

あったことを認めて事業者に謝罪し、補償に向けて話し合いを行い、5月6日には弁護士に事業者との補償交渉等に関する事務を委任、相手方にもその旨通知して、弁護士への着手金22万円を支払ったとのことです。そこで伺います。

(1) 法に基づかない不適切な行政処分によって相手方に損害を発生させ、補償問題、弁護士等の費用の支払いに発展する事案について、愛南町では通常、責任者にどのような処分（懲戒処分を含む）を課されていますか。

(2) 本件においては責任者に処分（懲戒処分を含む）が課されましたか。また、その根拠は何ですか。

(3) すでに支払われた弁護士費用は町のお金（予備費）から支払ったとのことですが、今後発生する費用等についてはどのように処理されるお考えですか。

不適切な行政処分によって発生する費用をすべて町民の税金で賄うつもりですか、責任者の弁償についてどのようにお考えですか。

(4) この件について情報公開したところ、公開しないと回答がありました（不開示決定通知書令和3年6月1日付）。その理由は「町の財産上の利益又は当事者としての地位を害する恐れがある」ですが、これは本件において具体的にどのようなことですか。

### 3. 愛南町における文書取扱規定について

町長

愛南町には、職員が遵守すべき文書取扱規定が策定されています（平成18年3月訓令）。その3条において、「事

務を処理するにあたっては、緊急を要する場合のほか、文書をもって行わなければならない」と規定されています。

一方で、愛南町には懲戒処分の規定には、職員がどのような行為を行えばどのような処分を受けるという基準を明記した規定がありません。そこで伺います。

(1) 愛南町文書取扱規定 3 条により文書を作成する必要があったにもかかわらず、事務を処理するにあたって文書を作成しなかった場合、愛南町では通常、どのような処分がされていますか。その根拠、基準は何ですか。

(2) 「緊急を要する場合」とは具体的にどのような場合ですか。

4. 昨年 12 月 18 日に愛媛新聞で報道された「守秘義務違反」の件について

町長

これは昨年、中浦地区の森林を伐採した業者に、町職員が森林所有にかかる土地所有の情報を渡していたという件です。その情報は、航空写真上に法人（2 社）および個人（1 人）名を記入し、3 者が有する複数の土地を 3 色に色分けして各人がどの土地を所有しているか明示しています。森林所有者はこの情報の開示に同意していないとされています。

この件について情報公開請求しましたが、公開しないとの回答でした。理由は「決裁等の事務処理を行わずに手渡されたものであり、関係する一切の文書は存在しません」とのことです（不開示決定通知書令和 3 年 5 月 28 日付）。そこで伺います。

(1) 森林所有情報の文書を作成し、第三者に渡すこと自

体、文書を作成すべき事務処理ではないのでしょうか。

(2) 本件において「決裁等」を行わなかったのはなぜですか。第三者に渡された本件の情報は、「決裁等」を行えば外部に出せる情報ですか。

(3) 責任者には町長から「厳重注意」したとのことですが、その処分の根拠、基準は何ですか。

(4) 町職員が所有者の同意なく第三者に土地所有の情報を渡した事実は、他にありますか。また、本来行政の窓口では交付申請されても出せない文書を第三者に渡した事実は他にありますか。

5. 小山地区における太陽光発電事業の停止「命令」もしくは「指導」(2017年2月)について

町長

5月14日、町長らから議会に対し、愛媛新聞に5月8日に報道された小山地区における2017年2月の太陽光発電事業に対する停止の件について説明報告がありました。新聞記事(「停止を命令した」と町の説明(「停止を指導した」)に違いがあります。そこで本件について文書の情報公開請求したところ、出さないとのことでした(不開示決定通知書令和3年6月1日)。理由は「当時の担当課長及び担当職員に確認したところ、どの案件のものか特定できないとの回答であり」「文書を特定できません」とのことです。担当課に聞くと(6月2日)、当時の担当課長が「記憶にない」ため、案件を特定できないとのことでした。

しかし、議会への説明資料には「事業関係者と思われる方から町長に相談があり、町長は環境衛生課長に状況を

確認し、対応を指示した」「関係者の事務所で作成されていた文書に小山地区会計として署名した」など具体的事実の記述があります（町長説明資料5月14日）ので、案件を特定できないとは通常考えられません。そこで伺います。

（1）当時の担当者が「記憶にない」ので案件を特定できないようでは、行政として適切な事務処理ができていないのではないですか。

（2）新聞報道によると町は「条例に基づかない不適切な処理だったと5月になって認めている」とあります。法に基づかない処理をした原因は何ですか。

6. 町民に対して説明責任を果たし、「不祥事の未然防止」と町民の信頼を回復するために～法に基づかない処分や事務処理を防止するための抜本的な対策について

（1）町民に対して説明責任を果たすために～愛南町の文書取扱規定改善の必要性について

愛南町の文書取扱規定が規定された11年後に新たに公文書管理法（平成29年施行）が施行されました。

その法（1条）には、愛南町の文書規定にはない、非常に重要な目的が加わりました。「現在及び将来の国民に説明する責務の全うされるようにする」ことです。

そしてその目的を達成するために、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、（中略）文書を作成しなければなら

町長

ない」ことを原則としています（法4条）。

愛南町においても、公文書の重要性を認識して確実に文書を作成し、また町民に対して説明責任を果たすことができるように、同法に沿った公文書規定に改正すべきではないですか。

(2)「不祥事の未然防止」と町民の信頼回復のために

愛媛県では「懲戒処分の指針」を定め「非違行為に対する責任を明確化して職員に周知することにより」、「不祥事の未然防止の徹底を図り」、「各事例に対する懲戒処分の種類を策定して県民に公表することにより、処分の透明性及び公平性を確保する」とし、処分及び処分公開の基準を明確にしています。

愛南町では懲戒処分の基準を明確に定めた規定も処分の公開についても規定がありません。

愛南町において数々の問題が生じた今、町においてもこれら両基準を規定することにより未然防止を徹底し、町民の信頼を回復するべきではないでしょうか。